

令和2年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・
ビル（ZEB）化・省CO2促進事業

1. 既存建築物における省CO2改修支援事業
 - ①民間建築物等における省CO2改修支援事業
 - ②テナントビルの省CO2改修支援事業
 - ③空き家等における省CO2改修支援事業
2. 国立公園宿舎施設の省CO2改修支援事業
3. 上下水道施設の省CO2改修支援事業

Q&A集

（令和2年4月24日現在）

※本Q&A集は、予告なく追記、変更されますので予めご了承ください。

※問い合わせは、極力電子メールを利用し、メール件名に、法人名及び応募予定の事業名を記入してください。（例：【株式会社〇〇〇】民間建築物問い合わせ）

問い合わせ先

一般社団法人静岡県環境資源協会
省CO2促進事業支援センター（以下「SERA」という。）
Email : center@siz-kankyuu.or.jp
TEL : 054-266-4161

目 次

1. 共通事項	1
2. 既存建築物における省 CO2 改修支援事業に関する事項	10
(1) 民間建築物等・テナント共通.....	10
(2) 民間建築物等における省 CO2 改修支援事業に関する事項.....	11
(3) テナントビルの省 CO2 改修支援事業	12
(4) 空き家等における省 CO2 改修支援事業.....	15
3. 国立公園宿舎施設の省 CO2 改修支援事業.....	19
4. 上下水道施設の省 CO2 改修支援事業	20

質問項目一覧

1. 共通事項-----1

- Q1：一社で複数の応募はできますか。
- Q2：他の補助金と併用は可能ですか。
- Q3：補助事業の対象期間は、いつからいつまでになりますか。
- Q4：「〇%以上のCO₂削減効果が見込まれること」という応募要件がある事業に関して、削減効果が見込まれればエスカレーターやエレベーターの更新について、補助対象となりますか。
- Q5：「〇%以上のCO₂削減効果が見込まれること」という応募要件がある事業に関して、本要件の達成を判断するにあたって照明によるCO₂削減量を加味することができますか。
- Q6：照明設備改修事業のCO₂削減効果を算入する場合の提出書類等がありますか。
- Q7：付帯設備の範囲はどこまでですか。
- Q8：既存設備の撤去に係る工事費は補助対象経費となりますか。
- Q9：設備設置のために必要となる、建屋の建築及びその基礎工事は対象となりますか。
- Q10：補助事業による取得財産であることを示すために貼り付けるプレート等の費用は、補助対象経費になりますか。
- Q11：補助事業の完了の日の属する年度の終了後3年間にわたり「事業報告書」を提出するとありますが、エネルギー使用量の計測器購入及び設置費用は、補助対象経費になりますか。
- Q12：補助金の上限値、下限値はありますか。
- Q13：申請額に消費税を含めて良いですか。
- Q14：採択後に補助対象経費を精査した結果、事業費が増額してしまった場合には補助金額の増額は可能ですか。
- Q15：概算払を受けることができますか。
- Q16：申請内容等について、事前の相談は可能ですか。
- Q17：提出する各年度の業務概要及び貸借対照表・損益計算書は、パンフレットやホームページで公表している資料でも良いですか。
- Q18：弊社は連結決算を採用していますが、グループ全体の貸借対照表・損益計算書が

必要ですか。

- Q19 : 代表事業者と共同事業者でそれぞれ貸借対照表及び損益計算書が必要ですか。
- Q20 : 地方公共団体の組合は申請できますか。
- Q21 : 応募申請時に添付する経費内訳の資料は、詳細な積算（見積り）が難しい場合、概算の設計書（見積書）でも良いですか。
- Q22 : 見積依頼業者から提出された見積書内訳には、「○○付属品 一式 △△円」とありますが、そのまま経費内訳に転記しても良いですか。
- Q23 : BEMS やパワーコンディショナーが補助対象設備に含まれる事業において、当該設備で補助対象外設備と共用する場合、補助対象経費の算出はどのように行えば宜しいでしょうか。
- Q24 : 応募に当たっての添付資料で金額の根拠がわかる書類（見積書等）が求められていますが、応募時にも3者以上の見積書が必要ですか。
- Q25 : 応募申請後、申請者の都合等により補助金申請を辞退する必要が発生した場合、どのように対応すれば良いですか。
- Q26 : 工事費の細分は、指定された細分（材料費、労務費、直接経費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）とする必要がありますか。
- Q27 : 業者の選定は交付決定前に行っても良いですか。また、入札手続き等の準備は交付決定前に進めていても良いですか。
- Q28 : 工事業者等への補助事業の発注（契約）は、いつから行えますか。
- Q29 : 交付決定前に工事業者等へ発注をしている場合は、補助対象となりますか。
- Q30 : 工事業者等への発注は「競争原理が働くような手続によって相手先を決定すること」とありますが、具体的にどのようなことですか。
- Q31 : 補助対象となる工事と一緒に、補助対象とならない工事（全額自己負担）も同時に発注することは可能ですか。
- Q32 : 見積合せの業者として、代表事業者又は共同事業者の関係会社を含んでも問題ありませんか。
- Q33 : 事業が予期せぬ事情で期間内に完了できないと見込まれる場合は、どうしたら良いですか。
- Q34 : 共同申請の際、応募申請書（様式第1）の申請者は誰にすれば良いですか。
- Q35 : 応募申請が採択された後、交付申請までの間に設備の導入計画の見直し等を行った場合、交付申請時に提出する事業実施計画書（様式第1の別紙1）は応募申請時のものから変更しても構いませんか。

Q36：補助事業の計画変更について、「ただし、軽微な変更は除く。」と記載されていますが、「軽微な変更」とは具体的にどのような場合を指すのですか。

Q37：事業完了とは、設備等の引渡し済んだことをいうのですか。

Q38：補助事業終了後の取得財産の管理についての留意点を教えてください。

Q39：補助事業で取得した財産を、何かしらの事情で処分する必要がある場合は、どのような手続が必要になりますか。

Q40：補助事業で導入した空調設備を数年後（法定耐用年数内）に保守点検した結果、故障（又は劣化等）による部品交換が発生した場合にも、交付規程第8条十三の取得財産の処分に該当するものとして環境大臣の承認を受ける必要がありますか。また、全部交換の場合は、どうなりますか。

Q41：区分所有される建物について、管理者及び管理組合法人等を設けていない場合は申請可能ですか。

Q42：複数年度事業として応募する場合、書類の2年度目（令和3年度）以降はどのように記載しますか。

Q43：2か年工事の場合で、2年目は年度当初から工事を始めることは可能ですか。

Q44：PO ファイナンス（本事業に係る電子記録債権を担保提供することによる金融機関からの融資）を活用することはできますか。

2. 既存建築物における省 CO2 改修支援事業に関する事項

(1) 民間建築物等・テナント共通 ----- 10

Q1：自社ビルの一部をテナントに貸し出していますが、民間建築物とテナントの両方に同時に応募申請することは可能ですか。

Q2：民間建築物とテナントの両方に同時に応募申請した場合の採択は一括して行われますか。

Q3：民間建築物とテナントの両方に同時に応募申請した場合、共用部の取扱いはどのようにすればよいですか。

Q4：民間建築物とテナントの両方に同時に応募申請する場合、テナント用の空室はどのように取扱いしますか。

(2) 民間建築物等における省 CO2 改修支援事業に関する事項 ----- 11

Q1：「運用改善によりさらなる省エネの実現を目的とした体制」とは何ですか。

Q2：外部事業者との契約により「運用改善によりさらなる省エネの実現を目的とした体

制」を構築する場合、その事業者と共同申請することになるのですか。

Q3 : 「運用改善によりさらなる省エネの実現を目的とした体制」の実施状況について、報告義務はあるのですか。

Q4 : 鉄・軌道事業者は民間建築物の応募をすることはできますか。

(3) テナントビルの省 CO2 改修支援事業----- 12

Q1 : グリーンリースとはどのようなものですか。

Q2 : 投資法人等が関わる建物の場合、どのように申請したらよいですか。

Q3 : 建築確認申請書が提出できない場合は、どうしたらよいですか。

Q4 : 補助金の交付要件として、グリーンリース期間の定めはありますか。

Q5 : 補助金の交付要件で、グリーンリース料 (毎月の節電対策費) の定めはありますか。

Q6 : グリーンリース契約は、いつまでに締結すればよいですか。

Q7 : グリーンリース契約を締結していたテナントが退去した場合は、どうなりますか。

Q8 : グリーンリース契約の締結名義人は、支店長等でもかまいませんか。

Q9 : マスターリースの場合、グリーンリース契約はどのように締結すればよいですか。

Q10 : ファイナンスリースにより省エネ設備を導入する場合、リース期間は、耐用年数期間以上としなければなりませんか。

Q11 : 複数年度事業において、2 年目に設備導入を計画しているテナントとのグリーンリース契約については、2 年目の交付申請時点で契約が締結されていればよいですか。

Q12 : テナント共用部における設備導入についても、テナント専有部と同じ補助率が適用されるのですか。

Q13 : 運用改善のグリーンリースのみの締結でも設備の導入に対する補助は適用されますか。

(4) 空き家等における省 CO2 改修支援事業----- 15

Q1 : 本体工事は補助対象となりますか。

Q2 : 断熱設備 (断熱材、高性能窓等) は補助対象となりますか。

Q3 : 改修前の時点で当該空き家等に導入されていない設備を新たに導入する場合、補助対象となりますか。

Q4 : 改修後に当該空き家等を住宅宿泊 (民泊) として利活用する事業は認められますか。

Q5 : 空き家等の所有者が、当該空き家等を改修して業務用施設として利活用することを

計画している事業者に対し、当該空き家等を賃貸する場合、どのような申請をすればよいのですか。

Q6：個人所有の建物で申請できますか？

Q7：長屋住宅は補助対象となりますか。

Q8：個人事業主が、改修後の空き家を個人で経営する店舗等として利活用する事業は認められますか。

Q9：空き店舗は対象となりますか。

Q10：空き家対策計画が策定されていない市町村における事業は認められますか。

Q11：申請時は空家等対策計画が策定されていませんが、事業完了時まで策定する予定である場合、策定予定の当該計画をもって要件適合とできますか。

Q12：延べ面積 300 m²以上の空き家等であっても、空き家対策計画で対策の対象とされている場合は対象となりますか。

Q13：空き家等を改修し、店舗併用住宅として利活用する場合は補助対象となりますか。

Q14：改修後に店舗併用住宅になる場合、店舗に供する部分の床面積が 300 m²未満である場合、補助対象となりますか。

Q15：コージェネレーション設備は補助対象となりますか。

Q16：改修後、当該施設における用途が途中で変更となった場合はどうなりますか。

Q17：店舗併用住宅について、全体延べ面積における店舗部分の延べ面積の割合に関する要件はありますか。

Q18：ESCO 事業者、エネマネ事業者による申請は可能ですか。

Q19：改修前の CO₂ 排出量の算出方法を教えてください。

Q20：空き家状態である期間について、応募時点から遡った場合は 1 年以上経過していないが、事業開始時点から遡った場合には 1 年以上経過したことになる場合は対象となりますか。

Q21：特定空家は対象となりますか。

3. 国立公園宿舍施設の省 CO₂ 改修支援事業 ----- 19

Q1：インバウンド改修については、着手時期は問わないとされているが、申請の前後では提出資料等の違いや留意点等がありますか。

Q2：なぜ、環境省自然保護官事務所等へ照会しなければならないのですか。

Q3：対象施設は、自然公園法第 10 条第 2 項の規定に基づき宿舍事業を営む施設、及び同法第 10 条第 3 項の規定に基づく認可を受け国立公園事業の一部を行う施設とな

っているが、国立公園事業の対象施設としては、自然公園法施行令第1条に「宿舍及び避難小屋」、「休憩所、展望施設及び案内所」及び「野営場」等が宿泊に関連する施設として掲げられていますが、これらのすべてが対象と考えてよろしいですか。

Q4：補助金を申請できる者のうち「③民間企業（①又は②と共同申請する者に限る）」とは具体的に何を指すのですか。

4. 上下水道施設の省 CO2 改修支援事業 ----- 20

Q1：省エネの削減割合の制約はありますか。

Q2：太陽光発電の規模に基準はありますか。

Q3：特定の高効率機器（L2-Tech 製品）等を導入する事業については、審査の際に加点対象となるのですか。

Q4：機器の設計製作に時間がかかるため設備の設置据付までに3か年を要する見込みですが、設計製作に要する2か年事業として申請することは可能ですか。

Q5：機器の工場における製作に8か月を要すると見込まれ1年目には機器製作が完了しないため、1年目の事業費は0円として2か年事業として応募することは可能ですか。

Q6：浄水場へ太陽光発電設備の導入を検討していますが、設備設置浄水場の稼働状況により、発電した電力の一部を他の浄水場へ託送し活用したい場合は補助対象となりますか。

1. 共通事項

Q1：一社で複数の応募はできますか。

A：可能です。

Q2：他の補助金と併用は可能ですか。

A：国からの他の補助金と重複する補助対象経費は認められません。国からの他の補助金を重複受給した場合は、不正行為とみなし、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金を加えた額の返還が必要となるので、ご注意ください。

なお、地方自治体の補助金で国の補助金等を財源にしていないものとの併用は可能ですが、交付元の地方自治体の補助金についても可能かの確認をしてください。

Q3：補助事業の対象期間は、いつからいつまでになりますか。

A：交付決定日から補助事業完了日までとなります。なお、補助事業完了日は各事業で異なりますので、公募要領等をご確認ください。

Q4：「〇%以上のCO2削減効果が見込まれること」という応募要件がある事業に関して、削減効果が見込まればエスカレーターやエレベーターの更新について、補助対象となりますか。

A：エスカレーター及びエレベーターは対象になりません。

Q5：「〇%以上のCO2削減効果が見込まれること」という応募要件がある事業に関して、本要件の達成を判断するにあたって照明によるCO2削減量を加味することができますか。

A：「〇%以上のCO2削減効果が見込まれること」という要件の達成を判断するにあたっては、下記の条件を満たすものは、補助対象外設備である照明のCO2削減量を加味して計算することは可能です。ただし、審査におけるCO2削減量やCO2 1tあたりの削減コストには含まれませんのでご注意ください。

また、事業報告の際には、照明を含め報告していただき、交付決定を行った削減

目標に含まれるものとして評価されますので、ご注意願います。

(算入のための条件)

- ①補助事業申請者が補助事業と同一の期間内に着手・完了するものであること。
- ②補助事業が対象とする建築物に係る改修事業であること。
 - ・倉庫部分等の対象部分外に設置されるものを除く。
 - ・非常灯・誘導灯等の法定設備は除く。
- ③CO2削減効果が認められ、省エネルギー計算ができるものであること。

Q6：照明設備改修事業のCO2削減効果を算入する場合の提出書類等がありますか。

A：次のものを追加で提出する必要があります。

- ①省CO2排出量集計表（照明追加分）

補助対象分に係るものとは別に作成し添付する必要があります。

- ②その他計算にあたっての根拠資料

省エネルギー計算書及び計算にあたって必要となる仕様書、数量等を明らかにする資料を補助対象分と同様に添付する必要があります。

- ③照明設備改修事業を補助事業と一契約で工事等を行う場合は、参考見積書、見積依頼書、契約書、納品書、検収書、配置図等の書類の取り扱いは補助対象分と同様とします。別途契約とする場合であっても、契約書（内訳書を含む。）、納品書、検収書、配置図は添付する必要があります。

Q7：付帯設備の範囲はどこまでですか。

A：エネルギー起源CO2の削減を達成するために必要な設備に係る範囲で、例えば、空調設備の配管については、適切な稼動に必要と判断されるものが対象となります。

Q8：既存設備の撤去に係る工事費は補助対象経費となりますか。

A：対象になりません。設備更新の場合、「撤去に係る工事費」と「設備導入に係る工事費」とは切り分けた上で、後者のみを計上してください。

Q9：設備設置のために必要となる、建屋の建築及びその基礎工事は対象となりますか。

A：対象になりません。

Q10：補助事業による取得財産であることを示すために貼り付けるプレート等の費用は、補助対象経費になりますか。

A：対象になりません。

Q11：補助事業の完了の日の属する年度の終了後3年間にわたり「事業報告書」を提出するとありますが、エネルギー使用量の計測器購入及び設置費用は、補助対象経費になりますか。

A：上下水道事業では対象になりません。ただし、計測器が直接CO2削減に資する設備に一体不分離である場合は、補助対象経費として認められます。

その他の事業では対象になります。詳細は公募要領等をご確認ください。

なお、新設した設備の個別の消費したエネルギーを測定する機器等が無い場合は、施設全体のエネルギー消費量を踏まえたうえで、運転稼働実績等から消費エネルギーを推定して、説明で可能な算出数値でも問題ありません。

Q12：補助金の上限値、下限値はありますか。

A：各事業で異なっておりますので、公募要領等をご確認ください。

Q13：申請額に消費税を含めて良いですか。

A：消費税を抜いて申請してください。

ただし、以下の補助事業者（代表事業者）については、消費税を含めて交付申請することが可能です。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③消費税簡易課税制度を選択している（簡易課税事業者である）補助事業者
- ④消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者（ただし、特定収入割合5%超の場合）

Q14：採択後に補助対象経費を精査した結果、事業費が増額してしまった場合には補助金額の増額は可能ですか。

A：できません。採択通知に記載された補助金交付予定額が交付申請額の上限になり

ます。補助金交付予定額を超える交付申請はできませんので、可能な限り正確な値で応募申請を行うようお願いいたします。

Q15：概算払を受けることができますか。

A：概算払は行いません。

Q16：申請内容等について、事前の相談は可能ですか。

A：審査の公平性を確保するため、原則、申請書の記載方法などが不明な場合等を除き、申請内容に関する個別相談は受け付けておりません。

Q17：提出する各年度の業務概要及び貸借対照表・損益計算書は、パンフレットやホームページで公表している資料でも良いですか。

A：問題ありません。

Q18：弊社は連結決算を採用していますが、グループ全体の貸借対照表・損益計算書が必要ですか。

A：グループ全体ではなく、申請者（個人）の貸借対照表・損益計算書を提出してください。

Q19：代表事業者と共同事業者それぞれ貸借対照表及び損益計算書が必要ですか。

A：代表事業者と共同事業者それぞれで、貸借対照表及び損益計算書が必要です。

Q20：地方公共団体の組合は申請できますか。

A：「補助金を申請できる者」に地方公共団体が含まれる事業については、地方公共団体の組合も申請できます。

Q21：応募申請時に添付する経費内訳の資料は、詳細な積算（見積り）が難しい場合、概算の設計書（見積書）でも良いですか。

A：応募申請の段階では、設備機器、工事等の経費内訳は、概算の設計書（見積書）を元に作成いただいても構いません。ただし、補助対象経費と補助対象外経費が

明確に区分された積算内訳書を添付してください。

また、積算に必要な見積書は、応募申請時点で有効期限の切れていないものを添付してください。なお、採択後の交付申請では詳細な見積もりが必須となります。見積の確認等に時間を要する場合、通常より交付決定が遅くなる可能性がありますのでご注意ください。

Q22 : 見積依頼業者から提出された見積書内訳には、「〇〇付属品 一式 △△円」とありますが、そのまま経費内訳に転記しても良いですか。

A : 補助対象となる経費を確認するため、経費内訳は必ず数量×単価で記載し、その根拠が必要となります。概算であっても一式では計上せずに、全ての品目について数量と単価が記載されている見積書の内訳を提出してください。

Q23 : BEMS やパワーコンディショナーが補助対象設備に含まれる事業において、当該設備で補助対象外設備と共用する場合、補助対象経費の算出はどのように行えば宜しいでしょうか。

A : 補助対象外設備と共有する場合も、事業目的に資するものであれば、案分は必要なく、当該設備を制御・管理する BEMS 等にかかる経費は補助対象となります。

Q24 : 応募に当たっての添付資料で金額の根拠がわかる書類（見積書等）が求められています。応募時にも 3 者以上の見積書が必要ですか。

A : 応募時は、1 者からの見積書で構いません。ただし、交付決定後の業者選定時には、公募要領等に定める場合を除き、競争原理が働く方法で発注先を選定する必要があるため、必ず競争入札又は 3 者以上の見積書を徴取して最適な業者を選択してください。例外的に 1 者からの見積りにより随意契約を行う場合は、予め「理由書」を提出し承認を受けてください。

Q25 : 応募申請後、申請者の都合等により補助金申請を辞退する必要が発生した場合、どのように対応すれば良いですか。

A : 採択通知前の場合には取下げ書を、採択通知受領後であれば、辞退届を提出してください。交付決定後は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しよ

うとする場合には、「中止(廃止)承認申請書」(様式第6)を提出してSERAの承認を受ける必要があります。

Q26 : 工事費の細分は、指定された細分（材料費、労務費、直接経費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）とする必要がありますか。

A : 経費内訳書の細分は、指定の項目（公募要領：別表第1）としてください。例えば、自社の発注設計書が機械設備費、配管工事費、電気工事費、仮設養生費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等で積算している場合には、補助対象となる経費を積算内訳書で指定の細分に整理して計上してください。

Q27 : 業者の選定は交付決定前に行っても良いですか。また、入札手続き等の準備は交付決定前に進めていても良いですか。

A : とともに問題ありません。

Q28 : 工事業者等への補助事業の発注（契約）は、いつから行えますか。

A : 公募要領等に定める場合を除き、原則、交付決定日以降に行ってください。

Q29 : 交付決定前に工事業者等へ発注をしている場合は、補助対象となりますか。

A : 補助事業は、交付決定日以降に開始することが要件となります。公募開始以降、交付決定前までの期間に当該発注、契約締結に向けた準備行為（入札公告、落札者決定等）を行うことは認められますが、公募要領等に定める場合を除き、交付決定日以降に発注、契約したものしか補助金の交付対象とはなりません。

Q30 : 工事業者等への発注は「競争原理が働くような手続によって相手先を決定すること」とありますが、具体的にどういうことですか。

A : 競争入札又は3者以上による見積合せを行ってください。なお、1者からの見積りにより随意契約を行う場合は、予め客観的理由等を記載した「選定理由書」を提出し承認を受ける必要があります。

Q31 : 補助対象となる工事と一緒に、補助対象とならない工事（全額自己負担）も同時に発注することは可能ですか。

A : 別々に発注することが望ましいですが、一緒に発注しても構いません。ただし、その場合には、補助対象の工事と補助対象外の工事の費用が発注書・契約書、請求書等の中で明確にわかるようにしてください。

Q32 : 見積合せの業者として、代表事業者又は共同事業者の関係会社を含んでも問題ありませんか。

A : 競争原理の主旨を逸脱しない限り、問題ありません。

Q33 : 事業が予期せぬ事情で期間内に完了できないと見込まれる場合は、どうしたら良いですか。

A : 速やかに SERA に連絡してください。

Q34 : 共同申請の際、応募申請書（様式第 1）の申請者は誰にすれば良いですか。

A : 代表事業者としてください。なお、代表事業者とは、交付規程第 3 条 3 で、「代表者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者」としています。

Q35 : 応募申請が採択された後、交付申請までの間に設備の導入計画の見直し等を行った場合、交付申請時に提出する事業実施計画書（様式第 1 の別紙 1）は応募申請時のものから変更しても構いませんか。

A : 交付申請の際に提出する実施計画書は、原則として、応募申請の際に提出したものと同一のものとしてください。変更が必要な場合には、速やかに SERA に相談してください。なお、交付決定後の変更の場合は、交付決定後に計画変更承認申請（交付規程第 8 条の三）による手続きを行っていただきます。また、補助金の額に変更を伴う場合は、変更交付申請（交付規程第 6 条）の手続きが必要になります。

Q36：補助事業の計画変更について、「ただし、軽微な変更は除く。」と記載されていますが、「軽微な変更」とは具体的にどのような場合を指すのですか。

A：「軽微な変更」とは、補助対象経費費目の各配分額の15%以内の変更であり、かつ以下の2点に該当する場合を指します。なお、変更する必要が生じた場合、不明な点がある場合は、SERAに相談してください。

- (1) 事業の目的に変更をもたらすものではなく、より能率的な事業目的達成に資するものと考えられる場合
- (2) 事業目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

Q37：事業完了とは、設備等の引渡しが済んだことをいうのですか。

A：検収を実施した時点で事業完了とし、完了実績報告書を提出してください。領収書等の支払いを証する書類は、精算払請求書の提出までにSERAに提出してください。

Q38：補助事業終了後の取得財産の管理についての留意点を教えてください。

A：補助事業者は、交付規程に基づき、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、交付規程様式第10による取得財産等管理台帳を備え、当該取得財産等に「令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化・省CO2促進事業）」で取得した財産である旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理しなければなりません。

Q39：補助事業で取得した財産を、何かしらの事情で処分する必要がある場合は、どのような手続が必要になりますか。

A：取得財産等のうち処分を制限する財産は、不動産、船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック並びにこれらの従物、並びに補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産です。これらを処分の制限期間内に処分する時は、SERAに申請し承認を受けなければなりません。処分の制限期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）によるその財産の法定耐用年数となります。

Q40：補助事業で導入した空調設備を数年後（法定耐用年数内）に保守点検した結果、故障（又は劣化等）による部品交換が発生した場合にも、交付規程第8条十三の取得財産の処分に該当するものとして環境大臣の承認を受ける必要がありますか。また、全部交換の場合は、どうなりますか。

A：故障等による部品交換の場合には、修理した設備の使用を継続するため、財産処分手続は不要となります。ただし、修理により設備の過半を超える部分の交換、又は全部交換となる場合には、財産の処分の手続を経て、環境大臣の承認を得たうえで処分が可能となります。また、全部交換となった場合、財産処分納付金の納付を求める場合があります。ただし、その適否については全部交換となった要因により異なりうるため、詳細は「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」を参照いただくとともに、事案発生時には SERA まで直ちに相談いただきますようお願いいたします。

Q41：区分所有される建物について、管理者及び管理組合法人等を設けていない場合は申請可能ですか。

A：個別に当協会へお問い合わせください。

Q42：複数年度事業として応募する場合、書類の2年度目（令和3年度）以降はどのように記載しますか。

A：本年度の申請書類においては、2年度分の補助制度があると仮定し、金額の区分や図面の設備の色分け（初年度は赤、2年度は青）を行ってください。

なお、次年度以降の補助事業は、国において次年度に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、次年度以降の見込額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更、交付額の減額等を求める場合があります。

Q43：2か年工事の場合で、2年目は年度当初から工事を始めることは可能ですか。

A：原則として交付決定を受けるまでは工事の着手はできません。

ただし、事業工程上早期の着手が必要な場合には、本年度中に「翌年度補助事業開始承認申請書」を提出しその承認を受けることで可能となりますので SERA に

ご相談ください。

Q44 : PO ファイナンス（本事業に係る電子記録債権を担保提供することによる金融機関からの融資）を活用することはできますか。

A : 可能です。PO ファイナンスを活用して本事業を実施した場合の補助事業終了後の SERA に対する補助金請求に当たっては、PO ファイナンス運営会社が指示する金融機関口座を指定してください。なお、補助事業者が当該指示する口座以外を指定した場合であっても、理由の如何を問わず、補助金は PO ファイナンス運営会社が指示する金融機関の当該補助事業者名義の口座に振り込みます。

2. 既存建築物における省 CO2 改修支援事業に関する事項

(1) 民間建築物等・テナント共通

Q1 : 自社ビルの一部をテナントに貸し出していますが、民間建築物とテナントの両方に同時に応募申請することは可能ですか。

A : 可能ですが、補助対象設備と補助対象経費を明確に区分する必要があります。

Q2 : 民間建築物とテナントの両方に同時に応募申請した場合の採択は一括して行われますか。

A : それぞれ個別の応募申請として取扱いますので、両方又はいずれか一方が不採択となる場合があります。

Q3 : 民間建築物とテナントの両方に同時に応募申請した場合、共用部の取扱いはどうにすればよいですか。

A : 自社利用部分にかかる通路・エレベータホールなどの共用部・共用設備については、次の考えによってください。

- ・自社しか利用しない廊下や階段・トイレ等（6階建てビルの4～6Fを自社利用している場合の4～6Fの該当箇所）や自社ビル管理用の守衛室等は民間建築物の対象部分として認めます。
- ・また、テナントの共用部・共用設備として申請することも認めますが、民間建築

物事業とテナント事業を併用することはできません。

Q4：民間建築物とテナントの両方に同時に応募申請する場合、テナント用の空室はどのように取扱いしますか。

A:テナント用の部分が空室の場合は自社で管理している場合にあってもテナント部分として取扱いますので、補助対象となりません。

(2) 民間建築物等における省 CO2 改修支援事業に関する事項

Q1：「運用改善によりさらなる省エネの実現を目的とした体制」とは何ですか。

A：省エネルギー設備の改修後、当該設備によるエネルギー使用量等を計測・分析・評価することで、導入後も継続してさらなる省エネが実現できる体制を指します。上記を行う社内会議（委員会等）の設置等の他、外部事業者（ESCO 事業者、エネマネ事業者等）への委託契約、エコアクション 21、ISO50001 等の認証も対象となります。

Q2：外部事業者との契約により「運用改善によりさらなる省エネの実現を目的とした体制」を構築する場合、その事業者と共同申請することになるのですか。

A：共同申請をする必要はありませんが、交付申請時に当該契約を証明できる書類の提出を条件とします。ただし、応募申請時には当該契約締結に向けた覚書等の提出が必要となります。

Q3：「運用改善によりさらなる省エネの実現を目的とした体制」の実施状況について、報告義務はあるのですか。

A：補助事業の完了の日の属する年度の終了後3年間にわたり、環境大臣に対して提出いただく CO2 削減効果その他 CO2 削減効果に関連する情報に関する事業報告書において、実施状況や成果等を報告いただきます。

Q4：鉄・軌道事業者は民間建築物の応募をすることはできますか。

A：可能です。

ただし、民間建築物の補助対象施設は建築基準法に基づく建築物としていますので、トンネルや跨線橋、プラットフォーム、コンコースなどに設置される設備・機器は補助対象とはなりません。

(3) テナントビルの省 CO2 改修支援事業

Q1 : グリーンリースとはどのようなものですか。

A : グリーンリースには「運用改善のグリーンリース」と「改修を伴うグリーンリース」があります。詳細は、国土交通省のグリーンリースの HP をご覧ください。
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk5_000150.html

Q2 : 投資法人等が関わる建物の場合、どのように申請したらよいですか。

A : 原則として、建物所有者（登記名義人）を代表申請者、投資法人等を共同申請者として申請してください。なお、テナントビルの権利関係には様々なケースが考えられますので、事前に SERA にご相談願います。

Q3 : 建築確認申請書が提出できない場合は、どうしたらよいですか。

A : 建築確認申請書（又は建築確認済書）は建物の用途及び床面積の確認のためのもので、何らかの事情により提出できない場合は、自治体の建築指導部署に備え付けの建築確認台帳による「台帳記載事項証明書」の交付を受ける等、建物の用途及び床面積が確認できる書類を提出していただくこととなります。
なお、様々なケースが考えられますので、事前に SERA にご相談願います。

Q4 : 補助金の交付要件として、グリーンリース期間の定めはありますか。

A : グリーンリース期間は、環境省へ事業報告をしていただく期間（設備導入年度の翌年度以降3年度）以上としてください。2020年度の事業では、少なくとも2024年3月31日（複数年度事業で2年目に工事完了するテナントとは2025年3月31日）までのグリーンリース期間を設定してください。

Q5：補助金の交付要件で、グリーンリース料（毎月の節電対策費）の定めはありますか。

A:グリーンリース料の額の要件はありませんが、グリーンリースの趣旨にのっとり、設備導入費用、節電効果などに基づき、オーナーとテナントで協議の上、社会通念上適切な範囲でグリーンリース料を決定してください。

Q6：グリーンリース契約は、いつまでに締結すればよいですか。

A:グリーンリース契約等の締結は交付申請時までに行ってください。また、複数年事業で2年目に設備改修を行うテナント先とも、初年度の交付申請時までには締結し、提出をしてください。

なお、交付申請の際にグリーンリース契約書が添付されていないテナントの専用部に関する補助対象経費は補助対象外となりますので、ご注意ください。

Q7：グリーンリース契約を締結していたテナントが退去した場合は、どうなりますか。

A:新たに入居するテナントとグリーンリース契約を締結していただきます。詳細は公募要領等を確認してください。なお、期間の終了期日は従前の契約期間の終了期日と同じで差し支えありません。

Q8：グリーンリース契約の締結名義人は、支店長等でもかまいませんか。

A:支店長等であっても、契約締結権限があれば問題ありません。

この場合、原契約（建物賃貸借契約）の締結名義人も当該支店長等であれば原契約の写しを提出してください。異なる場合は、当該支店長が今回のグリーンリース契約の締結権限を有することを証する書面を提出してください。

Q9：マスターリースの場合、グリーンリース契約はどのように締結すればよいですか。

A:賃貸借契約はマスターレシー兼サブレッサー(賃借人兼転貸人)と個別のテナントとで締結されますので、グリーンリース契約も同様に締結してください。この場合、マスターレシーからオーナーへグリーンリース料を還元する契約も同時

に締結してください。

Q10 : ファイナンスリースにより省エネ設備を導入する場合、リース期間は、耐用年数期間以上としなければなりませんか。

A : 導入した設備は、原則法定耐用年数期間満了まで継続的に使用していただくことになります。

リース期間が、法定耐用年数よりも短い場合は、リース期間終了後も当該設備を引き続き耐用年数期間満了まで使用するために必要な措置等を証明できる書類を提出してください。

Q11 : 複数年度事業において、2年目に設備導入を計画しているテナントとのグリーンリース契約については、2年目の交付申請時点で契約が締結されていればよいですか。

A : 複数年度事業においては、2年目に設備導入を計画しているテナントであっても、初年度の交付申請時点でグリーンリース契約が締結されている必要があります。

Q12 : テナント共用部における設備導入についても、テナント専有部と同じ補助率が適用されるのですか。

A : テナント共用部における設備導入はテナント専有部と同じ補助率が適用されます。なお、共用部及び共用設備の低炭素化改修は、グリーンリース契約等を締結しているテナントの床面積割合がビル全体の延べ床面積の30%以上を占める場合に限りです。

Q13 : 運用改善のグリーンリースのみの締結でも設備の導入に対する補助は適用されますか。

A : 必ず、1以上のテナントと設備改修を伴うグリーンリースを締結してください。設備改修のグリーンリースを1以上締結することで、運用改善のグリーンリースを締結しているテナントの専有部、ビルの共用部も補助対象範囲となります。

(例) テナント A が設備改修 GL を締結することで、運用改善 GL を締結しているテナント B,D の専有部、テナント B,C,D の共用部も対象となる。

	グリーンリースの種類	専用部	共用部 [※]
テナント A	設備改修 GL	○	○
テナント B	運用改善 GL	○	○
テナント C	—	—	○
テナント D	運用改善 GL	○	○

(例) 運用改善の GL のみの締結のため、すべてが対象外となる。

	グリーンリースの種類	専用部	共用部
テナント A	運用改善 GL	—	—
テナント B	運用改善 GL	—	—
テナント C	—	—	—
テナント D	運用改善 GL	—	—

(例) テナント A が設備改修 GL を締結し、その他テナントが GL を締結していない場合、テナント A の専用部と共用部のみが対象となる。

	グリーンリースの種類	専用部	共用部 [※]
テナント A	設備改修 GL	○	○
テナント B	—	—	○
テナント C	—	—	○
テナント D	—	—	○

※共用部又は共用設備を対象とする場合は、グリーンリースを締結したテナントの床面積割合がビル全体の延床面積の 30%以上とすること。

(4) 空き家等における省 CO2 改修支援事業

Q1 : 本体工事は補助対象となりますか。

A : 対象となりません。

Q2 : 断熱設備（断熱材、高性能窓等）は補助対象となりますか。

A : 改修前の CO2 排出量を算出する際に WEB プログラムを用いた場合のみ、屋根や壁等の断熱材、開口部（Low-E 複層ガラス等）も補助対象となります。

Q3 : 改修前の時点で当該空き家等に導入されていない設備を新たに導入する場合、補助対象となりますか。

A : 他の要件を満たし、必要性が認められる場合は補助対象となります。

Q4 : 改修後に当該空き家等を住宅宿泊（民泊）として利活用する事業は認められますか。

A : 本事業において住宅宿泊（民泊）は改修後の用途として認められません。なお、ホテルや旅館等の宿泊用途での活用は認められます。

Q5 : 空き家等の所有者が、当該空き家等を改修して業務用施設として利活用することを計画している事業者に対し、当該空き家等を賃貸する場合、どのような申請をすればよいのですか。

A : 設備所有者が建物所有者ではなく事業の運営を行う者である場合は、事業の運営者が代表申請者、建物所有者を共同申請者とすること。交付申請時に代表申請者が空き家等を業務用施設として利活用することが確定していることがわかる書面、及び応募申請時に利活用に向けた協議状況がわかる書面を提出してください。なお、賃貸借契約終了等に伴い導入設備を建物所有者に譲渡する場合は、交付規程第 8 条に基づく手続きが発生する可能性があるため、事前に SERA 又は環境省に相談してください。

Q6 : 個人所有の建物で申請できますか？

A : 申請は可能です。Q5 に示すとおり、事業の運営者が代表申請者、建物所有者を共同申請者として申請してください。個人が代表申請者として申請することはできませんのでご注意ください。

Q7 : 長屋住宅は補助対象となりますか。

A : 長屋住宅は法規上、集合住宅に分類されるため対象となりません。

Q 8 : 個人事業主が、改修後の空き家を個人で経営する店舗等として利活用する事業は認められますか。

A : 個人事業での申請は認められません。

Q 9 : 空き店舗は対象となりますか。

A : 空き店舗は業務用施設であるため、本事業の対象とはなりません（ただし店舗併用住宅は対象となり得ます）。なお、「民間建築物等における省 CO2 改修支援事業」では補助対象となり得ます。

Q 1 0 : 空き家対策計画が策定されていない市町村における事業は認められますか。

A : 延べ面積 300 m²未満の戸建等であれば対象となります。

Q 1 1 : 申請時は空家等対策計画が策定されていませんが、事業完了時まで策定する予定である場合、策定予定の当該計画をもって要件適合とできますか。

A : 空家等対策計画を要件に用いる場合、応募申請時に計画策定がなされている必要があります。

Q 1 2 : 延べ面積 300 m²以上の空き家等であっても、空き家対策計画で対策の対象とされている場合は対象となりますか。

A : 対象となります。

Q 1 3 : 空き家等を改修し、店舗併用住宅として利活用する場合は補助対象となりますか。

A : 店舗併用住宅については、店舗に供する部分における設備導入のみ補助対象となります。

Q 1 4 : 改修後に店舗併用住宅になる場合、店舗に供する部分の床面積が 300 m²未満である場合、補助対象となりますか。

A : 非住宅部分に係る延べ面積が 300 m²未満であれば、本事業の対象となります。また、300 m²以上であっても Q 1 2 に該当する場合は補助対象となります。

Q15：コージェネレーション設備は補助対象となりますか。

A：対象となりません。

Q16：改修後、当該施設における用途が途中で変更となった場合はどうなりますか。

A：交付規程第8条第十四号に基づき、当該施設の用途変更をしようとするときはSERAの承認を受ける必要があります。

Q17：店舗併用住宅について、全体延べ面積における店舗部分の延べ面積の割合に関する要件はありますか。

A：全体延べ面積における非住宅部分の延べ面積の割合に規定はありませんが、補助対象は非住宅部分における設備の導入にかかる費用となります。

Q18：ESCO事業者、エネマネ事業者による申請は可能ですか。

A：対象となりません。

Q19：改修前のCO2排出量の算出方法を教えてください。

A：「空き家等事業省エネ計算の手引き」（別紙1等を含む応募申請用Excelファイル内）をSERAホームページよりダウンロードし、その内容をご覧ください。

Q20：空き家状態である期間について、応募時点から遡った場合は1年以上経過していないが、事業開始時点から遡った場合には1年以上経過したことになる場合は対象となりますか。

A：本事業では応募時点から遡って1年以上経過した空き家を対象としますので、上記の場合は対象外です。

Q21：特定空家は対象となりますか。

A：対象となります。なお、特定空家を対象とする場合は改修及び改修後の事業の実現性や、設備の管理体制等をよく検討した上で申請願います。

3. 国立公園宿舎施設の省 CO2 改修支援事業

**Q1 : インバウンド改修については、着手時期は問わないとされているが、申請の前
後では提出資料等の違いや留意点等がありますか。**

A : 下記のとおりです。

① 申請後の着手	実績報告時に「インバウンド改修等入力シート」及び「インバウンド改修等写真台帳」を整備し、提出していただきます。なお、申請したインバウンド改修が事業期間内に完了せず下記②もない場合は、補助金の交付ができませんので留意してください。
② 申請前の着手	応募申請時に「インバウンド改修等入力シート」及び「インバウンド改修等写真台帳」を整備し、提出していただきますが、期限は過去5年以内(2015年4月1日以降)の実施の改修を認めることとします。

Q2 : なぜ、環境省自然保護官事務所等へ照会しなければならないのですか。

A : 自然公園法第10条第6項では、環境大臣への協議をした者又は、環境大臣の認可を受けた者は、当該施設の「規模」、「管理又は経営方法」、「施設の構造」等を変更する場合は、環境大臣への協議や認可が必要であるが、「軽微な変更の場合はこの限りではない」とされており、自然公園法施行規則第3条で、「氏名(法人にあっては、代表者氏名)」、委託する場合は「受託者の氏名等」、供用期間が通年でない場合は「供用期間」及び工事を施工する場合は「施工の予定期間」と変更内容が列記されている。本事業が該当施設の規模・構造等の変更に関わることもあり、変更のための協議や申請の可能性もあるため、その確認のため自然保護官事務所等への照会をお願いし、その結果を、別紙1の実施計画書の「環境省 自然保護官事務所等の意見」欄への記載をお願いしております。

Q3：対象施設は、自然公園法第 10 条第 2 項の規定に基づき宿舎事業を営む施設、及び同法第 10 条第 3 項の規定に基づく認可を受け国立公園事業の一部を行う施設となっているが、国立公園事業の対象施設としては、自然公園法施行令第 1 条に「宿舎及び避難小屋」、「休憩所、展望施設及び案内所」及び「野営場」等が宿泊に関連する施設として掲げられていますが、これらのすべてが対象と考えてよろしいですか。

A：対象施設は、「宿舎事業」として原則旅館業法に規定されている施設で、機能面から設備等も備えたもので、「野営場」や「休憩所」は対象外と考えられます。具体的には、「環境省の指令書の写し」より宿泊事業者であることの確認をさせていただきます。

Q4：補助金を申請できる者のうち「③民間企業（①又は②と共同申請する者に限る）」とは具体的に何を指すのですか。

A：リース会社や ESCO 事業者を指します。

4. 上下水道施設の省 CO2 改修支援事業

Q1：省エネの削減割合の制約はありますか。

A：下記のとおりになります。

①上水道システム

・再生可能エネルギー施設・設備	太陽光発電及びヒートポンプの導入については、導入前と比較し、二酸化炭素排出量を 10%以上削減できることとする。
・省エネルギー施設・設備	導入前と比較し、二酸化炭素排出量を 15%以上削減できることとする。

②下水処理場

・再生可能エネルギー施設・設備	太陽光発電設備については、施設・設備を導入することで導入前と比較し、二酸化炭素排出量を 10%以上削減できることとする。
・省エネルギー施設・設備	中小規模の下水処理場（処理能力（日最大）が約 5 万 m ³ /日以下）を対象とし、導入前と比較し、二酸化炭素排出量を 15%以上削減できることとする。

再生可能エネルギーの削減率は次の式により計算します。

＜太陽光発電設備＞

「削減 CO2 : 設置する太陽光発電設備の年間発電量×0.579」÷「太陽光発電設備を設置する浄水場等において過去1年（又は過去2か年の平均）に使用されたエネルギーから算出される排出 CO2 量」

＜ヒートポンプ＞

「削減 CO2 : 設置するヒートポンプで削減される空調用（又は給湯、空調及び給湯）エネルギーから算出される CO2 量」÷「ヒートポンプを設置する浄水場等において過去1年（又は過去2か年の平均）に使用された空調用（又は給湯、空調及び給湯）エネルギーから算出される排出 CO2 量」

Q2 : 太陽光発電の規模に基準はありますか。

A: 施設での必要な電気容量などにより決まることで、各事業者間で異なりますので、発電規模の基準は決めていませんが Q1 を満たす必要があります。
なお、上下水道事業では蓄電池は補助対象とはなりません。

Q3 : 特定の高効率機器（L2-Tech 製品）等を導入する事業については、審査の際に加点対象となるのですか。

A : 加点対象となりません。

Q4 : 機器の設計製作に時間がかかるため設備の設置据付までに3か年を要する見込みですが、設計製作に要する2か年事業として申請することは可能ですか。

A : 事業計画全体を見て事業採択は判断しますが応募申請することは可能です。

Q5 : 機器の工場における製作に8か月を要すると見込まれ1年目には機器製作が完了しないため、1年目の事業費は0円として2か年事業として応募することは可能ですか。

A : 1年目の補助金交付額が100万円を下回る場合は応募申請することはできません。ただし、前払金や出来高に応じた部金等のうち補助対象機器に係る支出を補助対象事業費とすることは可能ですのでご検討ください。

Q6 : 浄水場へ太陽光発電設備の導入を検討していますが、設備設置浄水場の稼働状況により、発電した電力の一部を他の浄水場へ託送し活用したい場合は補助対象となりますか。

A : 売電することは認められませんが、ご質問のように同一事業者内で使用する場合は認められます。